

# 基本計画2次素案の施策案

## 第4章 まちづくり政策

1 いきいきとした交流が広がるまち	素案段階の施策案	2次素案の施策案	参 考		
			部局名	課名	主な事業例
(1) 人を呼び込む環境づくり	□人を呼び込むための機会づくり、場づくり、人材などへの支援や定住に結びつくしなげづくりを行います。	□人を呼び込むための機会づくり、場づくり、人材などへの支援や定住に結びつくしなげづくりを行います。			
① 地域資源を生かした魅力づくり	■人を呼び込む機会づくりのため、地域資源を生かした魅力ある事業を行います。 ■集客人口、定住人口増加のため、多くの人に選ばれるまちのイメージづくりを推進します。	ア 集客人口増加のため、多くの人に選ばれるまちの明確なイメージづくりを行います。	経済部	商業観光課	シティセールスの推進、地域資源を生かした新たな集客資源の開発・PR(名物商品、観光商品)、フィルムコミッション事業
		イ 横須賀に対する愛着と誇りを持ってもらうため、本市の歴史的、文化的価値を発信し、認知度を高めます。	政策推進部	文化振興課、国際交流課	よこすか検定の実施、国際式典事業
		ウ 人を呼び込む機会づくりのため、地域資源を生かしたイベントの開催や地域の食材などを生かした魅力づくりを推進します。	政策推進部	政策推進課	トライアスロン大会の支援
			経済部	商業観光課	地域資源を生かしたイベント(よこすか開国祭、よこすかカレーフェスティバル、よこすかみこしパレードなど)の開催、市内消費を促進するための施策の実施(各種イベント開催に伴うクーポン券の発行、おみやげコンテストなど)、地域資源を生かした新たな集客資源(名物商品、観光商品)の開発・PR
		エ 集客拠点の魅力を向上するため、PRイベントの実施やアクセス、周遊環境の整備などを推進します。	経済部	商業観光課	集客拠点アクセス整備事業、PRイベント実施事業
② 交流拠点の創出	■人を呼び込む場づくりのため、魅力ある交流拠点を創出します。	ア 市街地における交流の場づくりのため、様々な行政サービスの拠点機能を果たしている官公庁施設の新港埠頭への移転集約を誘導するとともに、地場農水産物などが購入できる商業、観光施設を整備し、にぎわいづくりの拠点を創出します。	政策推進部	政策推進課	新港埠頭交流拠点の整備
		イ アーバンリゾートを創出するため、西海岸沿いに観光ゾーンを位置付けます。	政策推進部 経済部 都市部	政策推進課 商業観光課 都市計画課	
		ウ 自然とのふれあいを通じた人々の交流を促すため、海と緑を生かした10,000メートルプロムナードの整備・活用を推進します。	政策推進部	文化振興課	10,000メートルプロムナードの整備推進
		エ 自然とふれあえる交流拠点として、自然の魅力を生かした公園を整備します。	土木みどり部	緑地管理課、公園建設課	猿島公園活用事業、(仮称)久里浜1丁目公園整備事業
		オ 海を生かした集客を図るため、海に親しむ拠点づくりを推進し、交流の場を創出します。	港湾部	港湾企画課、港湾建設課	海に親しむ拠点づくり推進事業、海の回廊推進事業、浦賀港周辺地区再整備事業
		カ スポーツを通じた交流拠点となる公園を整備します。	土木みどり部	公園建設課	(仮称)佐原2丁目公園整備事業

③ 交流を支える人材や団体、事業者の発掘・支援・活用	■市民主体の様々な交流活動を促進するため、人材や団体への支援を行います。	ア 次世代の交流を支える人材を育てるため、交換留学生の派遣や受け入れなど、姉妹都市・友好都市交流を推進します。	政策推進部	国際交流課	交換学生派遣・受入事業、姉妹都市・友好都市交流事業
		イ 外国人に必要な生活情報を外国語で発信するなど、多文化共生と文化交流の機会を提供し、国際化を推進します。	政策推進部	国際交流課	外国語情報発信事業、国際化推進委託事業、国際交流員の雇用
		ウ 集客を促進するため、観光ボランティアガイドの活動支援や、観光関連事業者等への支援を行います。	経済部	商業観光課	観光ボランティアガイド支援事業、地区観光協会支援事業、観光関連事業者支援事業
		エ 交流を支える人材や団体のネットワークづくりや情報交換の機会を提供します。	政策推進部	文化振興課	市民文化祭の開催
④ 定住を促すしかけづくり	■都市活力の源泉となる世代の定住を促すため、特色のある、魅力的な施策を展開します。	ア 横須賀への愛着や誇りなどの「地元愛」を育み、住み続けたいと思う気持ちを醸成するため、市民に向けて市内の名産品やイベントの情報発信を行います。	政策推進部	政策推進課	
		イ 転入者を増やし、さらに住み続けてもらうために、市内で初めて住宅を取得する費用や、結婚を機に借りた住宅の家賃への助成などを行います。	政策推進部	政策推進課	定住促進アクションプランの推進
		ウ 横須賀の暮らしやすさをアピールするため、電車、バスの広告や住宅情報誌への掲載など、積極的なプロモーションを展開します。	政策推進部	政策推進課	定住プロモーションの実施
(2) 交流を支える情報の発信	□市外からの集客につながる魅力やイベント情報など、交流を支える情報を積極的に発信します。	□市外からの集客につながる魅力やイベント情報など、交流を支える情報を積極的に発信します。			
① 集客につながる魅力の発信	■市外に住む人の来訪を促すため、横須賀の魅力やイメージアップにつながる情報を、あらゆるメディアを活用して、幅広く発信します。	ア 広く横須賀の魅力を発信するため、インターネット、テレビ、新聞、ミニコミ紙、雑誌など様々な外部媒体を活用した広報PRを実施します。	経済部	商業観光課	交通事業者タイアップ事業、メディアPR事業、広域情報の発信事業、集客拠点PR事業
		イ 海外を含めた市外からの観光客を増やすため、旅行会社への積極的なセールスなど、観光資源のプロモーション活動を推進します。	経済部	商業観光課	観光情報発信事業、観光セールス事業、広域観光連携事業
② 利用しやすい情報の発信	■市内の様々な場での交流を促進するため、市民、企業、来訪者にとって便利で役立つ情報提供を積極的に行います。	ア 市民、来訪者の利便性の向上を図るため、集客拠点への観光マップの配架や施設案内板による地域情報など、市内でのきめ細かい情報発信を行います。	経済部	商業観光課	来訪者サービス事業、市内情報発信事業
		イ 市内のさまざまな場での交流を促進するため、広報よこすかやホームページなどにより、市民、企業、来訪者にとって便利で役立つ情報提供を積極的に行います。	政策推進部	広報課	広報事業、インターネット情報発信推進事業、コールセンター運営事業
(3) 陸と海に広がる総合的なネットワークづくり	□広域幹線道路網の整備や港湾機能の強化・再編などにより、陸と海に広がる総合的なネットワークを形成します。	□広域幹線道路網の整備や港湾機能の強化・再編などにより、陸と海に広がる総合的なネットワークを形成します。			
① 総合的な交通政策の推進	■安全で快適な都市交通環境を形成するため、総合的な交通政策を推進します。	ア 安全で快適な都市交通環境を形成するため、総合的な交通政策を推進します。	土木みどり部	交通計画課	
② 広域幹線道路網の整備促進	■広域連絡機能を強化し、都市の活力を維持発展させるため、都市間相互を連絡する主要幹線道路の整備を促進します。	ア 広域連絡機能を強化し、都市の活力を維持発展させるため、都市間・地域間相互を連絡する国道357号の延伸など、主要幹線道路の整備を促進します。	土木みどり部	交通計画課	東京湾環状道路推進事業、国道整備事業調整事務
		イ 首都圏等との連絡を強化するため、横浜横須賀道路の横須賀パーキングエリア周辺でのスマートインターチェンジの整備など、高速交通のアクセス性向上を促進します。	土木みどり部	交通計画課	

③ 公共交通の機能強化	■公共交通の利便性向上と活性化を図るため、地域や関係機関と連携した取組みを推進します。	ア 市民の快適な通勤・通学を確保するため、鉄道輸送力の一層の増強を関係機関に要請します。	政策推進部	政策推進課	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議への参加
		イ バス交通の利便性向上と活性化を図るため、ノンステップバスの導入の助成など、地域や関係機関と連携した取組みを推進します。	土木みどり部	交通計画課	ノンステップバス導入促進補助事業、公共車両優先システム(PTPS)の拡充やバスロケーションシステムの導入検討
④ 港湾機能の強化と再編の推進	■物流及び人流の増加を図るため、東京湾湾口部に位置する特性を活用し、港湾機能の強化と再編を推進します。	ア 物流の増加を図るため、東京湾湾口部に位置する特性を活用し、港湾機能の強化と再編を推進します。	港湾部	港湾企画課、港湾建設課	長寿命化計画策定事業、港湾施設整備事業
		イ 横須賀港の新たな利用者を開拓するため、ポートセールスを推進します。	港湾部	港湾企画課	港湾利用促進事業(物流)、港湾利用促進事業(人流)

2 海と緑を生かした活気あふれるまち	素案段階の施策案	2次素案の施策案	参 考		
			部局名	課名	主な事業例
(1) 自然環境の保全・創出による潤いある地域づくり	□横須賀の貴重な財産である海や緑の自然環境の保全・創出を推進します。	□横須賀の貴重な財産である海と緑の自然環境の保全・創出を推進します。			
① 自然環境の保全	■良好な自然環境を形成するため、海や山林などを保全します。	ア 自然環境を支えるみどりを守るための制度などを検討し、土地所有者等の協力を得ながら適切な運用を図るとともに、地域制緑地に係る指定や誘導を進めます。	環境部 土木みどり部	自然・環境政策課、 緑地管理課	都市緑地保全事業、風致地区内行為許可等業務
		イ 市街地やその周辺の民有樹林地を保全・活用するための、土地所有者に対する支援制度などを検討するとともに、市民と協働しながら適切な運用を図ります。	環境部 土木みどり部	自然・環境政策課、 緑地管理課、公園 建設課	指定緑地等対策事業
		ウ 市街化調整区域内における自然緑地を保全するため、無秩序な土地利用行為の規制・誘導を行います。	都市部	都市計画課、開発 指導課	
		エ 違法な土地利用行為により貴重な緑地が失われないようにするため、土地利用行為に関する適切な管理・監督を行います。	都市部	都市計画課、開発 指導課、建築指導 課	
		オ 自然環境や生物多様性の保全に関する取組みを推進するため、市内の自然環境の現状調査・研究、情報提供を行います。	環境部	自然・環境政策課	
		カ ボランティアなどの人材を育成し、横須賀市の自然環境資源を生かしたエコツーリズムなどを推進します。	環境部	自然・環境政策課	
		キ 自然景観や生態系に配慮し、やすらぎの場と親水空間を創出するため、河川や海辺の保全を推進します。	土木みどり部	河川課	河川親水施設のネットワーク化の推進
			港湾部	港湾企画課	エコタウンポータル推進事業
② 自然環境の積極的な創出	■暮らしの中に自然と親しめる場をつくるため、市街地における身近な緑の積極的な創出と景観や生態系に配慮した水辺空間などの整備を推進します。	ア 民有地における緑化を推進するための制度などを検討し、運用を図ることで市民・事業者などの緑化を支援していきます。	環境部 土木みどり部 都市部	自然・環境政策課、 緑地管理課、市街 地整備景観課	
		イ 公共施設における緑化を推進するため、指針などにに基づき積極的な緑化を推進していきます。	環境部 土木みどり部	自然・環境政策課、 緑地管理課	
		ウ 身近な暮らしの中に自然と親しめる場を創出するため、市民、事業者等との協働により里山的な環境の再生を行います。	環境部	自然・環境政策課	
③ 自然豊かな公園・緑地の整備	■自然の魅力を生かした公園・緑地の整備を推進します。 ■豊かな自然を守るとともに、人々の憩いの場として生かすため、国に対し国営公園の誘致を要望します。	ア 首都圏を代表する三浦半島に残された良好でまとまりのある自然環境を保全・活用するため、三浦半島国営公園の誘致活動を推進します。	土木みどり部	公園建設課	三浦半島国営公園の誘致の推進
		イ 豊かな自然とふれあえる場を創出するため、自然の魅力を生かした公園・緑地を整備します。	土木みどり部	緑地管理課、公園 建設課	猿島公園活用事業、(仮称)久里浜1丁目公園整備 事業
		ウ 海とみどりが調和した潤いのある海辺空間を創出するため、水際線に緑地や海浜を整備します。	港湾部	港湾企画課、港湾 建設課	港湾環境整備事業、漁港環境整備事業

(2) 魅力あふれる農水産業の振興	□魅力ある横須賀の農水産物を活用し、農水産業の振興を図ります。	□魅力ある横須賀の農水産物を活用し、農水産業の振興を図ります。			
① 地産地消の推進	■地場農水産物の生産・消費・流通の拡大を推進します。 ■地産地消の情報を様々な方法で広く発信します。	ア 地場農水産物の生産、消費、流通の拡大を推進します。	経済部	農林水産課	多品種作付け補助事業、種苗放流事業、地産地消ショップ推進事業
		イ 地産地消の情報を広く発信するため、様々な媒体を活用するとともに、イベント・キャンペーンなどを実施します。	経済部	農林水産課	地場産品PR事業、地産地消ショップ推進事業
② 意欲的な生産者への支援	■安定した農水産業の経営基盤を確立し、農水産業の健全な発展を図るため、生産者の新たな取組みに対する支援を推進します。	ア 時代のニーズに適応した農水産業の発展のため、生産者の意欲的な取組みに対する支援を推進します。	経済部	農林水産課	名産品・特産品づくり支援事業、農業経営基盤強化促進事業、漁業活性化推進事業
③ 豊かな農水産物の供給を支える環境づくり	■農水産物の安定供給を図るため、豊かな農地・漁場づくりと漁港の整備を推進します。	ア 農水産業の生産性の向上を図り、経営基盤を維持していくため、豊かな農地と漁場づくりを推進します。	経済部	農林水産課	不耕地対策事業、農業振興地域整備推進対策事業、種苗放流事業
		イ 漁港の機能を適正に確保するため、老朽化しつつある漁港施設の維持・更新と必要な漁港施設の整備を行います。	港湾部	港湾企画課、港湾建設課	水産基盤ストックマネジメント事業、広域漁港整備事業、地域水産物供給基盤整備事業、漁業用小型船だまり整備事業
(3) 産業の成長支援と企業誘致	□成長性の高い産業への転換を促進し、持続可能な産業基盤の構築を図ります。	□成長性の高い産業への転換促進など、地域経済活性化に関する理念を明確にし、持続可能な産業基盤の構築を図ります。			
① 既存事業者の新たな取組みへの支援	■競争力のある産業基盤を構築するため、新たな事業展開や技術開発に取り組む事業者を支援します。	ア 業種や規模に関わらず、意欲のある事業者の競争力を高めるため、新たな事業展開や技術開発への取組みを支援します。	経済部	経済企画課、商業観光課、企業誘致・工業振興課	工業振興対策事業、中小企業振興対策事業、商業振興対策事業
		イ 環境エネルギーや世界展開を進めようとしている情報通信関連など、成長分野への支援を強化します。	経済部	企業誘致・工業振興課	工業振興対策事業
		ウ 意欲のある中小企業の経営力向上を図るため、金融面での支援を行います。	経済部	経済企画課	中小企業等金融対策事業
② 企業・研究開発機関などの誘致	■競争力のある産業基盤を構築するため、成長性が高い企業と研究開発機関などを誘致します。	ア 企業の立地を促進するため、積極的に企業誘致活動を展開します。	経済部	企業誘致・工業振興課	企業等立地促進事業
③ 起業に対する支援	■新たな産業を振興するため、技術やアイデアを生かした新規事業者の起業を支援します。	ア 新規の創業を増やすため、創業に関するノウハウや金融面での支援を行います。	経済部	経済企画課	創業・ベンチャー支援事業、商工相談
④ ビジネスチャンスの創出・拡大	■新たな販路開拓やビジネスチャンスを創出するため、企業間・異業種間の交流・連携を支援します。 ■市内産業を活性化するため、イベントや様々な広報媒体を通して、市内の企業情報を積極的にPRします。	ア 市内事業者が行う、新たな販路開拓やPR活動を支援します。	経済部	企業誘致・工業振興課	受発注商談会の開催、工業振興対策事業、産業PR営業支援事業
		イ 市内の消費を促進するため、イベントなどによる集客促進や横須賀の地域資源を活用した商品の開発などを行います。	経済部	商業観光課	イベント等による集客事業
⑤ 産業を支える技術・人材支援	■貴重な人材や技術を後世に継承するため、人材の発掘や表彰制度の充実を図ります。	ア 優れた技術を継承するため、技能者の社会的評価を高めます。	経済部	経済企画課	技能功労者等表彰事業
		イ 産業を支える貴重な人材を継承するため、研修などの支援を行います。	経済部	経済企画課、企業誘致・工業振興課	中小企業団体等スキルアップ研修の助成、横須賀リサーチパーク推進事業
(4) 雇用の安定と働く環境の充実	□安定した雇用環境と中小企業の就業環境の整備を推進します。	□安定した雇用環境と中小企業の労働環境の整備を推進します。			
① 就労支援の充実	■雇用の安定化を図るため、民間企業や近隣自治体と連携して就職支援情報の提供などを行います。	ア 雇用の安定を図るため、民間企業や近隣自治体と連携して、就職支援情報の提供や職業技術習得のための支援などを行います。	経済部	経済企画課	雇用促進事業、技術校就学者奨励金事業

	② 労働環境の改善	■中小企業の福利厚生環境を充実させ、勤労者の福祉の増進を支援します。	ア 中小企業で働く人の労働環境の充実に対し支援を行います。	経済部	経済企画課	勤労者福利事業、中小企業の職場環境の促進
(5)	市街地のにぎわいづくり	□市街地のにぎわいを創出するため、集約型の都市構造への転換や、良好な住環境の維持・保全などを推進します。	□市街地のにぎわいを創出するため、拠点集約型の都市構造への転換を図るとともに、良好な住環境の維持・保全などを推進します。			
	① 拠点市街地の都市機能の強化	■中心市街地や拠点市街地の魅力を創出するため、居住、商業、業務、文化、レクリエーションなどの都市機能を計画的に集積します。	ア 中心市街地周辺の都市機能を強化するため、様々な行政サービスの拠点的機能を果たしている官公庁施設の新港埠頭への移転集約を誘導するとともに、地場農水産物などが購入できる商業、観光施設を整備し、にぎわいづくりの拠点を創出します。	政策推進部	政策推進課	新港埠頭交流拠点の整備
			イ 中心市街地の魅力を創出するため、都市機能の計画的な集積に向けた、支援・誘導を行います。	都市部	市街地整備景観課	市街地再開発事業、まちづくり支援事業
			ウ 主要鉄道駅等周辺の都市機能を強化し、各地域の個性豊かな都市空間を形成するため、まちづくりの機運が高まった地区への支援等を行います。	都市部	市街地整備景観課	市街地再開発事業、まちづくり支援事業、浦賀港周辺地区再整備計画
	② 魅力ある商業集積の促進	■まちの魅力を創出するため、商店街と大型商業施設の調和が取れた商業集積を促進します。	ア 多様な消費者ニーズに対応できる魅力ある商業集積を促進するため、意欲ある事業者への支援を行います。	経済部	商業観光課	商業振興対策事業
			イ 今後ますます増加する高齢者を顧客とする事業者に対して、支援を行います。	経済部	商業観光課	商業振興対策事業
	③ 住環境の維持・保全	■良好な住環境を維持するため、条例を活用しながら、計画的なまちづくりを推進します。 ■街なかへの住替えなどにより、低密度化が予想される郊外の住環境を維持・保全します。	ア 市街地の集約に向けた住み替えの誘導等により、空き家や空き地の増加、コミュニティの希薄化など、谷戸地区などで起こりうる住環境の悪化を防ぐため、計画的な低密度化と住環境の維持・保全策を検討します。	都市部	都市計画課	谷戸地域等低密度化検討事業
			イ 住民自らが、身近な地域の住環境の維持・向上に向けた活動ができる環境をつくるため、市内の土地利用計画や土地利用の仕組み、可能性などに関する情報提供を行います。	都市部	都市計画課、市街地整備景観課	住民発意のまちづくり啓発事業
			ウ 大規模な開発行為が中断、放置され、周辺住民に危険が生じさせないための仕組みなどの検討を行います。	都市部	都市計画課、開発指導課	
			エ 土地利用に関する課題に対応するため、条例を活用しながら計画的なまちづくりを推進します。	都市部	都市計画課、開発指導課	土地利用調整制度推進事業、特定建築等行為紛争調整委員会事業、特定建築等行為指導事業
			オ 計画的で適正な土地利用を図るため、適時、調査、検討、それに基づく都市計画の見直しを実施します。	都市部	都市計画課	都市計画基礎調査事業、都市計画道路検討事業、区域区分検討事業
			カ 良好な住環境の確保と創出を図るため、建築・開発行為等に係る法令を適正に執行します。	都市部	都市計画課、開発指導課、建築指導課	建築審査会費、開発審査会費、宅地造成指導事業、建築指導行政経費、建築確認審査等業務
	④ 歩いて暮らせるまちづくりの推進	■車に頼らず歩いて暮らせる都市環境を形成するため、街なかへの住替えを誘導するとともに、日常生活環境や公共交通網の利便性向上並びに歩行者空間の整備などを推進します。	ア 市街地の無秩序な拡大を防ぎ、集約型の都市構造を形成するため、計画的な土地利用の検討を進めます。	都市部	都市計画課	区域区分検討事業
			イ 車に頼らず歩いて暮らせるまちづくりに対応した、安全で快適な歩行者空間の整備を推進します。	土木みどり部	道路建設課	コミュニティ道路整備事業
(6)	可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合	□可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合を要請します。また、返還施設は、都市活力の創造に向けて、早期に転用します。	□可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合を国に要請します。また、返還施設は、都市活力の創造に向けて、早期に転用します。			
	① 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合の要請	■国際情勢の推移や防衛施設の利用状況を見極め、効率的な土地利用の推進を図るため、可能な限りの米軍基地の返還と自衛隊施設の集約・統合を要請します。	ア 国際情勢の推移や防衛施設の利用状況を見極め、効率的な土地利用の推進を図るため、国に対して、可能な限りの米軍基地の返還と自衛隊施設の集約・統合を要請します。	政策推進部	基地対策課	可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合を要請
	② 返還施設の早期転用	■横須賀市の将来の発展のため、旧軍港市転換法に基づき、旧軍未利用財産の早期転用を推進します。	ア 横須賀の将来の発展のため、旧軍港市転換法に基づき、旧軍未利用財産の早期転用を推進します。	政策推進部	基地対策課	

3 個性豊かな人と文化が育つまち	素案段階の施策案	2次素案の施策案	参 考		
			部局名	課名	主な事業例
(1) 子どもが心豊かで健やかに育つ環境の充実	□安心して子どもを育て、また子どもが健やかに育つ環境をつくるため、出産・育児に対する多様な支援を推進するとともに、青少年活動や青少年育成活動を促進します。	□安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つ環境をつくるため、出産・子育てに対する多様な支援を推進するとともに、子育てを支援する活動や青少年活動を促進します。			
① 子どもを産み育てやすい環境づくり	■安心して子どもを産み、育てられるようにするため、良好な出産・育児環境づくりを推進します。	ア 健やかな妊娠、出産を支援するため、妊婦健康診査の助成や妊娠、出産に関する相談、学習機会の提供などを推進します。	こども育成部	こども青少年支援課、こども健康課	子育て支援ヘルパー派遣事業、妊婦健康診査助成事業、特定不妊治療費助成事業、周産期支援事業
		イ 身近な地域で安心して出産、子育てができる環境を整えるため、研修や人材登録などによる助産師の支援、助産所や助産師活動のPRを推進します。	こども育成部	こども健康課	助産師支援事業
		ウ 乳幼児が健やかに成長する環境をつくるため、家庭訪問や乳幼児健康診査、各種教室・相談会の開催などによる支援を推進します。	こども育成部	こども健康課	こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健康診査の実施、各種教室、相談会の実施
		エ 安心して子育てができる環境を整えるため、はぐみかんをはじめ、地域の健康福祉センターや親子サロンなどでの子育てに関する相談対応や情報提供を推進します。	こども育成部	こども青少年支援課、こども健康課	子育てネットワークづくり推進事業、子育てに関する相談体制の充実
		オ 多様な保育ニーズに対応し安心して子育てできる環境を整えるため、様々な保育サービスの充実を図るとともに、待機児童を減らします。	こども育成部	こども青少年支援課、保育課	ファミリー・サポート・センター事業、保育園定員の拡充、多様な保育サービスの充実、幼稚園での預かり保育の拡充
		カ ひとり親家庭の自立を促進するため、各種助成や資金の貸し付け、就労支援セミナーの実施などによる支援を推進します。	こども育成部	こども青少年支援課	ひとり親の交流会の開催、ひとり親家庭の自立の促進
		キ 発達の遅れや障害のある児童に地域と連携した一貫した支援を行うため、児童相談所や療育相談センターを運営するとともに、障害児施設の整備を促進します。	こども育成部	こども青少年企画課、こども青少年支援課、児童相談所	療育相談センターの運営事業、障害児支援体制の強化、児童相談所運営事業
② 子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくり	■親子がともに健やかに成長していくため、相談支援体制の構築を推進します。 ■青少年が心豊かで健やかに育つ環境をつくるため、青少年活動や青少年育成活動を促進します。	ア 子どもが家庭や地域で健やかに育まれる環境を整えるため、家庭や地域の教育力の向上を図ります。	こども育成部	保育課	保育園、幼稚園等での家庭教育への意識啓発
			教育委員会	生涯学習課	家庭教育講演会の開催、親子工作教室の開催
		イ 子どもを取り巻く環境の健全化を推進するため、関係団体や事業者の協力を得て、子どもの見守り活動やパトロール、意識啓発を推進します。	こども育成部	こども青少年企画課、こども青少年支援課	青少年育成活動地域連絡会へのミニ集会等の委託、ユース出前トークの実施、青少年健全育成協力店事業、巡回指導の実施
		ウ 子ども会など地域で行われる子どもの健全育成の取組みを支援するため、青少年ボランティアの人材育成を推進します。	こども育成部	こども青少年企画課	ジュニアリーダー養成講習会の開催、ジュニアリーダー研修の実施、子どものリーダーのつどいの開催
		エ 放課後、子どもたちが安心して過ごせる場、遊びの場を確保するため、みんなの家(青少年の家)やわいわいスクールの運営、学童クラブに対する支援を推進します。	こども育成部	こども青少年企画課、保育課	みんなの家、わいわいスクールの運営、学童クラブの支援
		オ 児童福祉の向上を図るため、関係機関が協力して、児童虐待の防止、早期発見、虐待を受けた児童の保護、自立支援などを推進します。	こども育成部	こども青少年企画課、こども青少年支援課、児童相談所	施設入所児童への子どもの権利ノート配布、施設内虐待予防ガイドラインの運用、要保護児童地域対策協議会運営事業(こども家庭地域対策ネットワーク会議)、育児支援家庭訪問事業、児童虐待防止協力体制整備事業
		カ 虐待など様々な理由で保護を必要とする児童の福祉向上を図るため、児童福祉施設の充実や里親制度の普及啓発を推進します。	こども育成部	こども青少年企画課、児童相談所	児童福祉施設整備補助事業、里親制度普及啓発事業
		キ 子どもが健やかに育つ環境を整えるため、ひきこもり、非行、不登校など、子どもに関する相談体制を充実します。	こども育成部	こども青少年支援課、児童相談所	青少年・教育相談の実施、不登校・ひきこもりの子を持つ保護者の会の開催、児童相談所運営事業
		ク 青少年関係団体が子どもの健全育成活動を行いやすい環境を整えるため、活動の場の確保、活動のPRなどを支援します。	こども育成部	こども青少年企画課	子ども会活動の支援、母親クラブ活動の支援、青少年育成推進員の活動支援



③ 支援教育の充実	■子どもたち一人ひとりのニーズに対応するため、児童・生徒への相談・支援体制を充実します。	ア 子ども一人ひとりが抱えている様々な課題に対応するため、総合的な相談・支援体制を推進します。	教育委員会	学校教育課	子どもサポートシステム推進事業、日本語指導・国際教室推進事業
		イ いじめや不登校などの課題を抱える児童・生徒が、学校に生き生きと通えるようにするため、支援体制の充実を図ります。	教育委員会	学校教育課	子どもサポートシステム推進事業、不登校対策事業
(3) 生涯を通じて学び活動できる環境づくり	□生涯を通じて学び活動し、その成果を地域に還元できるようにするため、学習機会やスポーツ活動を充実します。	□生涯を通じて学び活動し、その成果を地域に還元できるようにするため、学習機会やスポーツ活動を充実します。			
① 多様な学習機会と活躍の場の充実	■生涯を通じて、一人ひとりが心豊かな生活を送るため、生涯学習の機会を充実します。	ア 市民の多様な生涯学習活動を支援するため、社会教育施設やその他の生涯学習施設など学習活動の場を充実します。	教育委員会	生涯学習課、中央図書館、博物館運営課、美術館運営課	学校施設の活用事業、図書館サテライト増設事業、社会教育委員会議の運営
		イ 市民の多様な生涯学習活動を支援するため、各種講座や講演会、ワークショップやイベントを開催するとともに、様々な情報の収集や提供などを充実します。	市民部	市民生活課、行政センター	コミュニティセンターの学習機会等の充実
		ウ 高齢者が、社会参加を通して心豊かな生活を送れるようにするため、高齢者を対象とした講座の開催や老人クラブへの支援などを推進します。	健康福祉部	保健所健康づくり課	「高齢者生きがいの家」運営費補助、高齢者生きがい講座、高齢者ゲートボール場の提供に係る報償金支給事業、老人クラブ運営費補助事業、高齢者健康のつどいの実施
			教育委員会	生涯学習課	高齢者の生きがい講座の充実
		エ 地域の人々が、社会教育で学んだ成果を学校教育に活かすため、相互に連携を図り、学社連携・融合を推進します。	教育委員会	生涯学習課	学校図書館ボランティア養成講座
		オ 自主的に学んできた学習成果を地域で活用できるように支援します。	教育委員会	生涯学習課	学習成果を地域に生かす事業、ひとづくり・まちづくり事業
		② スポーツ活動の振興	■スポーツを通じ、活力ある人と地域を創出するため、生涯にわたりスポーツを楽しむ環境づくりを推進します。	ア 生涯にわたりスポーツを楽しめる環境として、スポーツや市民の健康づくりの場を整備します。	土木みどり部
イ 誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるようにするため、様々なスポーツ活動の機会を提供します。	教育委員会			スポーツ課	市民スポーツ教室、学校体育施設開放奨励事業、市民が主体的に取り組む組織への支援、運動施設の整備、各種体育・スポーツ団体への支援、スポーツ指導者の育成、確保、スポーツに関する情報発信
ウ スポーツの一層の振興を図るため、国際大会や全国大会等で活躍する競技者の活動を支援するとともに、スポーツ愛好者のすそ野を拡大します。	教育委員会			スポーツ課	トップアスリートの育成・強化、全国的な体育・スポーツ大会等への参加支援、表彰制度の充実

(4) 多様な文化の継承、発展、創造	□歴史・文化資産が継承され、また新たな文化が創出されるようにするため、地域文化の掘り起こしや継承、市民の芸術・文化活動の支援などを推進します。	□歴史や文化的遺産が継承され、また新たな文化が創出されるようにするため、地域文化の掘り起こしや継承、市民の芸術・文化活動の支援などを推進します。			
① 地域文化の掘り起こし、継承、振興	■地域の伝統的文化や歴史的遺産などが市民の誇りとなるため、これらを掘り起こし、継承・保存する環境づくりを推進します。	<p>ア 地域の歴史を掘り起こすとともに、特色ある郷土の歴史を理解し、市民の誇りとして将来に向けて継承していきます。</p> <p>イ 横須賀の歴史・文化・自然に関する貴重かつ重要な文化的遺産を未来へ継承していくため、保存と活用を推進します。</p> <p>ウ わが国の近代化に果たした横須賀の役割を市内外に広くアピールするため、遺産や遺跡の調査を行い、保存と公開を推進します。</p>	総務部	総務課	市史編さん事業、史料収集事務
			政策推進部	文化振興課	地域の歴史の掘り起こし、研究、地域の歴史の紹介
			教育委員会	生涯学習課	民俗芸能・伝統文化の継承、文化財保護団体の活動支援
			政策推進部	文化振興課	市民文化資産保存の推進
			教育委員会	生涯学習課	指定重要文化財の維持管理、中世三浦一族の史跡・重要文化財の保護と活用、夏島貝塚ほか縄文貝塚の保護と活用
			土木みどり部	公園建設課	
			教育委員会	生涯学習課	旧横須賀海軍工廠関連産業遺産の保存と公開
② 交流による芸術文化の創造	■新たな芸術文化が創出されるため、優れた芸術文化に触れる場や機会の拡充と、芸術文化の質及び量を充実します。	<p>ア 新たな芸術文化が生まれる環境をつくるため、芸術文化の育成や創造の機会づくりを推進します。</p> <p>イ 舞台・音楽芸術を通じた交流の機会を提供するため、芸術劇場を活用して多彩なジャンルの優れた公演の開催を促進します。</p> <p>ウ 新たな芸術文化の創造を促すため、多くの人が国内外の優れた美術品に触れる機会を提供します。</p>	政策推進部	文化振興課	若手演奏者の発掘・育成の促進、横須賀ならではのオリジナル公演の推進
			政策推進部	文化振興課	多彩なジャンルの優れた公演開催の促進
			教育委員会	美術館運営課	美術館展覧会事業、多様な活動による集客促進
③ 文化の担い手の育成	■子どもをはじめ、多くの市民が文化の担い手として育っていくため、文化に触れる機会の拡充を図るとともに、市民文化活動への支援を充実します。	<p>ア 文化の担い手の育成のため、子どもたちの文化体験の機会を提供し、文化への関心を高めます。</p> <p>イ 多くの市民が文化の担い手として育っていくため、文化活動への支援を推進します。</p>	政策推進部	文化振興課	子どものための親子コンサートの開催、子ども文化活動体験講座の開催、明日の文化活動担い手育成補助金による支援
			政策推進部	文化振興課	市民文化活動の促進、市民文化祭等の開催
(5) 魅力ある景観の形成	□地域ごとに魅力ある美しい景観を形成するため、地域資源を生かした景観形成を推進するとともに、市民等による景観形成を促進します。	□地域ごとに魅力ある景観を形成するため、地域資源を生かした景観形成を推進するとともに、市民等による景観形成を促進します。			
① 魅力ある都市景観づくり	■地域にふさわしい魅力的な都市景観を形成するため、景観づくりの施策や市民等への啓発を推進します。	<p>ア 屋外広告物条例や景観条例、景観計画に基づいて、景観に関する規制や指導を行うことにより、横須賀の個性を生かした魅力的な都市景観を形成するとともに維持保全します。</p> <p>イ 良好な都市景観を形成するため、事業者や市民と協働し、意識啓発や魅力的な景観の維持保全活動などを行います。</p> <p>ウ 周辺環境と調和した魅力ある都市景観形成を誘導するため、景観づくりに係わる行為について専門家によるアドバイスを実施します。</p>	都市部	市街地整備景観課	建築行為等に係る事前協議事業、都市景観顕彰事業、屋外広告景観推進事業
			都市部	市街地整備景観課	住民の自主的な景観づくり活動への支援事業、広告景観推進協力員活動事業、よこすか景観協議会運営事業、花いっぱい推進事業
			都市部	市街地整備景観課	横須賀市景観審議会専門部会開催事業、色彩相談実施事業

	② 自然・歴史を生かした景観づくり	■自然と調和した潤いのある景観を形成するため、海や緑などの自然、歴史などの地域資源を生かした景観形成を推進します。	ア 横須賀らしい景観を形成するため、海や緑などの自然、地域の歴史的資産などを生かした景観形成を推進します。	都市部	市街地整備景観課	景観重要樹木指定事業
				土木みどり部	緑地管理課	風致地区内行為許可等業務

4 健康でやさしい心のふれあうまち	素案段階の施策案	2次素案の施策案	参 考		
			部局名	課名	主な事業例
(1) 平和と人権を尊重する誰にも開かれたまちづくり	□平和と人権を尊重する社会を実現するため、市民等に対する意識啓発など、様々な取組みを推進します。	□平和と人権を尊重する社会を実現するため、市民等に対する意識啓発など、様々な取組みを推進します。			
① 平和を愛する社会の形成	■平和都市を実現するため、市民等に対する平和思想の普及を推進するとともに、国への非核三原則遵守の働きかけを行います。	ア 市民に対し「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨を啓発し、国是である「非核三原則」の遵守を国に働きかけていきます。 イ 恒久平和を実現するため、平和思想の普及を推進します。	政策推進部	国際交流課	市民平和のつどいの開催、国際平和のための標語・ポスター展
② 人権を尊重する社会の形成	■差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのない地域社会を実現するため、人権尊重の理念に基づく取組みを推進します。	ア 市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現のため、人権擁護にかかわる施策の推進に取り組みます。 イ 子ども、女性、障害者、高齢者など弱い立場に置かれがちな人々に思いやりを持てる社会をつくるため、心のバリアフリーの意識を醸成します。 ウ 犯罪や非行をした人々の立ち直りを助け、犯罪のない地域社会を築いていくため、地域の理解と協力を深める活動を促進します。 エ 配偶者などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止や、被害者の自立支援のため、意識啓発、相談、一時保護を行います。	市民部 教育委員会	人権・男女共同参画課 生涯学習課、学校教育課	人権施策の推進、人権関係団体との連携 人権講演会・人権講座等の開催
③ 男女共同参画社会の形成	■男女が共に生き生きと暮らせるようにするため、誰もが性別にかかわらず個人として尊重される地域社会の実現に向けた取組みを推進します。	ア 男女の多様な生き方を支援するため、誰もが性別にかかわらず個人として尊重される地域社会の実現に向けた取組みを推進します。	市民部	人権・男女共同参画課	男女共同参画に向けた環境づくりの推進、男女共同参画推進施設「デュオよこすか」の充実、男女共同参画モデル事業所づくりの推進
(2) ユニバーサルデザインのまちづくり	□誰もが、安心して様々な社会活動に参画できるようにするため、施設改修などハード面でのバリアフリーや社会参加を促進するための仕組みづくりなどソフト面でのバリアフリーを推進します。	□誰もが、安心して様々な社会活動に参画できるようにするため、施設改修などハード面でのバリアフリーや、誰もが参加しやすい仕組みづくりなどソフト面でのユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。			
① すべての人々が安心して利用できる施設づくり	■誰もが使いやすい施設・環境を整備するため、施設の改修や施設利用時のボランティアによる人的支援など、ハード・ソフト一体となった取組みを推進します。	ア 誰もが使いやすい施設・環境を整備するため、施設の改修や施設利用時のボランティアによる人的支援など、ハード・ソフト一体となった取組みを推進します。 イ 誰もが移動しやすい環境づくりを進めるため、高齢者や車いす等の通行に支障がある歩道の段差の解消や自転車等駐車場の整備などを推進します。		主管課	各施設配置のボランティア等
② すべての人々が社会参加できる機会づくり	■誰もが気軽に社会参加できるようにするため、ITの活用による情報提供や外出支援などを充実します。	ア 広く市民にまちづくりに参加してもらえるように、多様な意見聴取の機会を設けます。 イ 障害者の働く場を確保し、職場定着を図るため、障害者雇用を促進します。 ウ 障害者の社会参加を促進するため、情報提供や活動の場づくりを充実します。		主管課	市長と話す車座会議
			健康福祉部	障害福祉課	障害者雇用促進事業、特例子会社誘致・設立支援事業
			健康福祉部	障害福祉課	コミュニケーション支援事業、障害者情報バリアフリーの促進、生きがい対策事業、健康づくり事業

(3) 総合的な地域福祉サービスの推進	□その人らしい生活を送ることができるような環境を構築するため、地域での支え合いを促進し、多様な福祉ニーズに対応できる環境づくりを推進します。	□誰もが、その人らしく生活を送ることができる社会を構築するため、福祉に関する理念を明らかにして、多様な福祉ニーズに対応できる環境づくりを推進します。			
① 地域福祉サービスの推進	<p>■必要とするときに、必要な福祉サービスを受けられるようにするため、行政による各種法定福祉サービスなどの円滑な提供や、民間活力による福祉サービスの促進と質の向上を図ります。</p> <p>■地域福祉に関する相談支援が受けられるようにするため、地域の福祉関係者・団体間のネットワーク体制を構築し、身近な地域で相談ができる体制を充実します。</p>	<p>ア 介護を要する高齢者が、いつまでも安心して暮らせるようにするため、介護保険サービス等の充実を図ります。</p> <p>イ 障害者が、自分らしい生活を送れるようにするため、障害福祉サービス等の充実を図ります。</p> <p>ウ ひとり暮らし高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支援を行います。</p> <p>エ 原因が不明で治療方法が未確立な難病に罹患している患者の生活の質を向上するため、保健、医療、福祉の充実と連携を図ります。</p> <p>オ 高齢者やその家族が安心して生活できるようにするため、各種福祉サービスについての総合的な相談支援体制を充実します。</p> <p>カ 高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、虐待を未然に防ぐため、介護者の支援及び各種サービスの利用調整を行います。</p> <p>キ 認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域や保健、医療、福祉の関係機関が連携し、訪問・電話相談などの様々な支援を推進します。</p> <p>ク 判断能力の不十分な高齢者・障害者及びその家族等が安心して暮らせるようにするため、成年後見制度の利用支援を推進します。</p> <p>ケ 障害者の社会復帰、自立、社会参加等の促進を図るため、障害者に対する相談支援体制を充実します。</p>	健康福祉部	長寿社会課、指導監査課	介護保険事業、指導監査事業
② 地域福祉サービスを支える人づくり	■人と人が共に生き、共に支え合う社会を実現するため、地域住民相互の福祉的な取組みを促進するとともに、福祉に携わる人材に対する研修などを充実します。	<p>ア ボランティア活動のすそ野が広がるように、活動に対する支援や市民の意識啓発を行います。</p> <p>イ 安定的に人材を確保するため、福祉・介護サービスの基盤である人材の育成を支援します。</p> <p>ウ 介護が必要な人やその家族が安心して暮らせるようにするため、介護に関する知識の普及啓発や、支援を行う人材を育成します。</p>	健康福祉部	健康福祉総務課	ボランティア活動推進事業
③ 地域福祉サービスを支える場づくり	■地域の一員として様々な活動に参画し、尊厳ある生活を送るため、身近な場所で多様な福祉サービスが選択できるような場を充実します。	<p>ア 市民の福祉の増進等を図るため、総合的な福祉活動等の拠点として総合福祉会館を運営します。</p> <p>イ 障害者が地域で安心して暮らせるようにするため、日中活動の場を充実します。</p> <p>ウ 介護を要する高齢者の生活を支えるため、特別養護老人ホームをはじめとする介護施設の整備を促進します。</p>	健康福祉部	健康福祉総務課	総合福祉会館運営管理事業
			健康福祉部	長寿社会課	特別養護老人ホーム等整備補助事業、地域介護施設整備補助事業(グループホーム、認知症デイサービス、小規模多機能型居宅介護等)

(4) 健康づくりの推進と医療体制の充実	□生涯を通じて心身ともに健康であり続けるため、健康づくりを支援するとともに、医療体制を強化します。	□生涯を通じて心身ともに健康であり続けるため、健康づくりを支援するとともに、医療体制を強化します。			
① 心とからだの健康づくり	■心の健康づくりを促進するため、心の健康についての啓発活動や相談体制を充実します。 ■健康な生活を送ることができるようにするため、健診や介護予防などの体制を充実します。	ア ストレス等の蓄積による心の不安や精神疾患を未然に防ぐため、心の健康についての啓発活動や相談体制を充実します。	健康福祉部	保健所健康づくり課	精神保健福祉対策事業
		イ 自殺者数を減少させるため、自殺予防対策を推進します。	健康福祉部	保健所健康づくり課	精神保健福祉対策事業
		ウ 健康な生活を送ることができるようにするため、健診や生活習慣病予防の体制などを充実します。	健康福祉部	保健所健康づくり課	市民健診事業、健康づくり推進事業、歯科保健事業
		エ いつまでも元気な生活を楽しめるようにするため、体力づくりや栄養面での指導など介護状態になることを予防する取組みを充実します。	健康福祉部	長寿社会課	介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業
		オ 国際化の進展や多様な生活様式・労働形態により、多様化する感染症の流行・まん延を防ぐため、感染症予防を充実します。	健康福祉部	保健所健康づくり課	感染症対策事業、結核対策事業、性病対策事業
② 医療体制の強化・充実	■安心して医療機関を利用することができるようにするため、医師の確保など医療体制を充実し、医事・薬事監視を強化します。	ア 市内の医療機関に勤務する医師・看護師不足を解消するため、医師・看護師確保対策を推進します。	健康福祉部	地域医療推進課 健康福祉総務課	看護専門学校運営管理事業
		イ 市民が安心して生活できる環境を整備するため、病診連携など地域医療体制の充実を推進します。	健康福祉部	地域医療推進課	保健医療対策協議会運営事業、医師会及び医療機関との連携と協力体制の推進
		ウ 適正な医療等の提供を確保するため、医療機関や薬局の監視を強化します。	健康福祉部	保健所総務課	医療監視、薬事監視
		エ がん患者の不安や疑問に適切に対応し、在宅での療養生活の質の維持向上を図るため、緩和ケアにかかる医療と福祉の連携を促進します。	健康福祉部	地域医療推進課	
(5) コミュニティへの支援	□様々なコミュニティが、地域の課題解決に取り組めるようにするため、地縁団体やテーマコミュニティの活動に対する支援を充実します。	□様々なコミュニティが、地域の課題解決に取り組めるようにするため、地縁団体やテーマコミュニティの活動に対する支援を充実します。			
① コミュニティへの支援	■人々のふれあいの深まりや地域のまちづくりに寄与するコミュニティ活動が活発になるため、町内会やNPOなどコミュニティ活動に対する支援を充実します。	ア 生活地域を中心とした教育や福祉など様々なテーマに対応できるようにするため、コミュニティ活動や交流を支援します。	市民部	市民生活課、行政センター	コミュニティセンターによる場づくり・仲間づくりの支援、行政センターによるコミュニティ支援
		イ 町内会・自治会等の活動を活性化させるため、町内会館の建設や各種活動に対する支援を行います。	市民部	市民生活課、行政センター	町内会活動助成事業、連合町内会助成事業

5 安全で快適に暮らせるまち	素案段階の施策案	2次素案の施策案	参 考		
			部局名	課名	主な事業例
(1) 災害・緊急事態に強いまちづくり	□災害に強いライフライン、都市施設、市街地づくりを進めるとともに、災害や危機が発生した際に迅速に対応できる体制を整備します。	□災害に強いライフライン、都市施設、市街地づくりを進めるとともに、災害や危機が発生した際に迅速に対応できる体制を整備します。			
① 緊急輸送路やライフラインの強化・多重化	■避難・緊急輸送の確保や消防活動困難区域などを解消するため、道路等を整備します。 ■上下水道などのライフラインの耐震化を図るとともに、災害発生時の早期復旧体制を整備します。	ア 災害時の避難路や緊急時の通路を確保するため、防災道路の整備を推進します。	土木みどり部	道路建設課	防災道路整備事業
		イ 災害時の応急対策活動を円滑に進めるため、橋りょうやトンネルの耐震補強などを実施します。	土木みどり部	道路補修課、道路維持課	橋りょう耐震対策事業、観音崎大橋補強対策事業、トンネル補強対策事業
		ウ 震災時において、海上から安定した緊急物資の搬入を可能にするため、大規模地震にも対応できる耐震強化岸壁を整備します。	港湾部	港湾企画課、港湾建設課	耐震強化岸壁整備事業
		エ 災害に強く、危機管理能力の高い上下水道システムを構築するため、上下水道施設の耐震化を図るとともに、災害時の早期復旧体制を整備します。	上下水道局	水道施設課、下水道整備課	水道施設の耐震化、下水道施設の耐震化
② 都市施設などの耐災性の向上	■災害時に応急活動の中心となる公共建築物などの耐震化・不燃化を図ります。 ■応急避難地となる学校・公園などに、災害対応用の設備や資機材を整備します。	ア 災害対策の拠点機能を維持するため、市役所本庁舎等の維持管理を充実します。	総務部	総務課	庁舎営繕事業、庁舎管理事務
		イ 震災時における来館者の安全確保と防災拠点としての機能強化のため、公共建築物の耐震化を図ります。	市民部	行政センター	行政センターの耐震化
			教育委員会	中央図書館、博物館運営課	中央図書館旧館の耐震化、博物館自然館の耐震化
③ 市街地の防災対策の推進	■建物の耐震・耐火性の向上、延焼遮断帯としての道路の拡幅整備やオープンスペースの拡充などを図ります。 ■災害発生時に円滑な避難所開設を行うため、防災拠点である避難場所の充実を図ります。 ■災害の被害を最小限にとどめるため、急傾斜地の保全や水害の防止対策を推進します。	ア 震災時における市街地の安全を確保するため、住宅や宅地の耐震化を促進します。	都市部	都市計画課、開発指導課・建築指導課、市営住宅課	住宅の耐震補強工事助成事業、マンション耐震診断助成事業
		イ 被災時の広域避難、一時避難や延焼防止などに役立つ公園整備を推進します。	土木みどり部	公園建設課	(仮称)佐原2丁目公園整備事業
		ウ 地すべり、がけ崩れによる災害から市民の生命及び身体を守るため、危険箇所への防災対策を推進します。	土木みどり部	傾斜地保全課	急傾斜地崩壊対策事業、既成宅地防災工事等助成事業
		エ 護岸や海浜地の近くに暮らす市民の安全を確保するため、海岸高潮対策と海岸侵食対策を推進します。	港湾部	港湾企画課、港湾建設課	海岸高潮事業(大津、漁港海岸)、海岸侵食対策事業(北下浦、野比、走水)
		オ 大雨による浸水地区の被害を低減するため、浸水対策を推進します。	上下水道局	給排水相談課、下水道整備課	雨水施設の整備、雨水浸透の促進

④ 防災・危機管理体制の充実	<p>■災害や大きな事故に対する事前対策と、発生時に迅速かつ的確に対応できる総合的な体制を整備します。</p> <p>■テロや大規模感染症など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危機に備え、総合的な体制を整備します。</p>	<p><b>ア 自然災害や大きな事故に対する事前対策と、発生時の迅速かつ的確な対応を図るため、総合的な防災体制を整備します。</b></p> <p><b>イ テロや大規模感染症など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危機に備えるため、総合的な危機管理体制を整備します。</b></p> <p><b>ウ 地域の防災拠点となる公共施設の機能強化を図るため、被災時に必要な資機材、物資等を整備します。</b></p> <p><b>エ 災害時の救急医療を整備するため、医師会等との連携を強化し、地域医療救護所への医師等医療従事者の派遣体制や、医薬品、医療資機材の確保を推進します。</b></p> <p><b>オ 大地震による被災時の二次的災害を防止するため、被災した建築物等の安全性を見きわめる応急危険度判定士の養成等を行います。</b></p>	<p>市民安全部</p> <p>市民安全部</p> <p>健康福祉部</p> <p>市民安全部</p> <p>健康福祉部</p> <p>都市部</p>	<p>危機管理課</p> <p>危機管理課</p> <p>保健所健康づくり課</p> <p>危機管理課</p> <p>地域医療推進課</p> <p>建築指導課</p>	<p>市防災行政無線再整備事業(防災行政無線のデジタル化)、災害救助事業(災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付)、災害予防対策事業(防災マップ類作成、避難地標識板整備、災害時要援護者支援)、災害応急対策事業(備蓄物資の管理、飲料水の確保、総合防災訓練の実施)、地域防災計画推進事業(地域防災計画の策定・推進、防災関係機関との連絡・調整)、災害情報通信ネットワーク整備事業(円滑な災害対策を実施するための情報共有)、原子力防災対策事業(原子力防災訓練の実施、原子力防災資機材の維持管理)、防災情報通信設備運用管理事業(防災行政無線の維持管理)、放射能測定調査事業</p> <p>危機管理対策推進事業(国民保護訓練の実施、緊急情報の収集・発信)</p> <p>横須賀市新型インフルエンザ対策行動計画の整備</p> <p>災害応急対策事業(備蓄物資の管理、飲料水の確保)</p> <p>災害時救急医療対策事業</p> <p>震災建築物応急危険度判定制度整備事業</p>
⑤ 市民協働による防災活動の促進	<p>■災害に対する「自助」「共助」の体制を強化するため、自主防災組織の活性化を促進するとともに、災害に対する市民の意識啓発を図ります。</p> <p>■地域の実情に精通し、地域防災の要として重要な役割を担う消防団組織の活性化を図ります。</p>	<p><b>ア 災害に対する「自助」「共助」の体制を強化するため、自主防災組織の活性化を促進します。</b></p> <p><b>イ 市民一人ひとりの防災意識や防災知識・技術の向上を図るため、防災について学ぶ環境を充実するとともに、より効果的な自主防災訓練の実施を促進します。</b></p> <p><b>ウ 地域防災力の要である消防団の機能を強化するため、施設・装備を充実するとともに、各種訓練等を通じて消防団の活性化を図ります。</b></p> <p><b>エ 救命効果の向上を図るため、市民に対して応急手当に関する正しい知識や技術の普及啓発を推進します。</b></p> <p><b>オ 事業所や一般住宅の火災を予防するため、事業所における自主防火管理体制の強化や、一般住宅の防火対策を促進します。</b></p>	<p>市民安全部</p> <p>消防局</p> <p>消防局</p> <p>消防局</p> <p>消防局</p>	<p>地域安全課</p> <p>消防・救急課</p> <p>総務課</p> <p>消防・救急課</p> <p>予防課</p>	<p>地域防災力整備推進事業(自主防災組織の活動支援)</p> <p>地域防災力整備推進事業</p> <p>消防団活性化事業、消防団活動事業</p> <p>応急手当市民普及啓発事業</p> <p>火災予防事業</p>

(2) 安心して日常生活を送るための環境づくり	□産業活動や日常生活から生じる環境問題をはじめ、消防・救急・救助、防犯、交通安全、消費者保護などの対策を推進します。	□産業活動や日常生活から生じる環境問題をはじめ、消防・救急・救助、防犯、交通安全、消費者保護などの対策を推進します。			
① 環境保全対策の推進	■大気汚染や水質汚濁などの環境問題に対応するため、環境保全に関する施策を総合的に推進します。	<p>ア 大気汚染や水質汚濁などの環境問題に対応するため、環境監視体制を充実するとともに、事業者、市民等の環境負荷低減の取組みを推進します。</p> <p>イ 放置自動車による障害をなくすため、所有者調査、撤去指導、廃物認定など、発生防止と適正処理に関する取組みを推進します。</p> <p>ウ 港湾と漁港を安全に利用できるようにするため、放置艇を一掃する対策を推進します。</p> <p>エ 一般廃棄物等の不法投棄を防止するため、適正処理意識の啓発を図るとともに、警察署との連携による監視活動を推進します。</p> <p>オ 環境美化に対する市民意識の向上を図るため、クリーンよこすか運動や、ポイ捨て防止啓発活動を推進します。</p> <p>カ 公衆衛生の向上を図るため、公共下水道事業計画認可区域外の地域における合併処理浄化槽の設置と維持管理指導を行います。</p> <p>キ 公共トイレを安全・安心に利用しやすくするため、適切な設置と清掃、補修、改修等の維持管理を推進します。</p> <p>ク 公共用水域の水質向上を図るため、下水道施設の高度化を推進します。</p>	<p>環境部</p> <p>環境部</p> <p>港湾部</p> <p>環境部</p> <p>環境部</p> <p>環境部</p> <p>環境部</p> <p>上下水道局</p>	<p>環境管理課</p> <p>環境管理課</p> <p>港湾総務課</p> <p>資源循環推進課</p> <p>資源循環推進課</p> <p>資源循環推進課、環境施設課</p> <p>環境施設課</p> <p>計画課、下水道整備課</p>	<p>環境保全対策事業、ダイオキシン類規制監視事業、新規有害物質環境調査事業</p> <p>放置自動車適正処理事業</p> <p>放置艇対策推進事業</p> <p>不法投棄防止対策事業</p> <p>クリーンよこすか推進事業、ポイ捨て防止啓発活動の推進</p> <p>浄化槽設置管理指導事業、合併処理浄化槽整備事業、し尿、浄化槽収集代行事業、し尿等下水道投入施設管理事業</p> <p>公共トイレの適切な設置及び維持管理</p> <p>合流式下水道の改善</p>
② 消防・救急・救助体制の充実	■火災・事故・急病などに迅速に対応できる体制を構築するため、消防体制と救急医療体制の機能強化を図ります。	<p>ア 火災、事故、急病などに迅速に対応するため、消防力の適正配備を進めます。</p> <p>イ 各種災害から市民の生命と財産を守るため、消防・救助活動の装備機材や消防車両の維持管理、整備を行うとともに、現場活動に必要な技術を身につけるための職員訓練などを実施します。</p> <p>ウ 迅速かつ確実な高度救命処置に対応するため、救急隊の知識・技術の向上を図るとともに、消防体制と救急医療体制の機能連携を推進します。</p> <p>エ 救急医療体制の充実を図るため、救急医療センターの機能を強化し、医師会及び医療機関との連携、協力体制をさらに推進します。</p> <p>オ 消防力を強化するため、消防活動の広域連携を図ります。</p>	<p>消防局</p> <p>消防局</p> <p>消防局</p> <p>健康福祉部</p> <p>消防局</p>	<p>総務課</p> <p>消防・救急課</p> <p>消防・救急課</p> <p>地域医療推進課</p> <p>総務課</p>	<p>消防車両水利整備事業、救助活動事業</p> <p>救急高度化推進事業</p> <p>救急医療センター運営事業、在宅当番医制・救急拠点運営事業、広域病院群輪番制運営事業、救急医療対策補助事業</p>
③ 防犯対策の推進	■犯罪の少ない安心して暮らせる環境づくりのため、行政、地域、警察などが連携した地域安全活動を促進します。	ア 犯罪のない安心して暮らせる環境をつくるため、地域、警察、関係団体、米海軍、行政などが連携した地域安全活動を推進します。	市民安全部	地域安全課	地域安全安心活動推進事業(地域における地域防犯活動の推進、防犯関係団体との連携)、防犯カメラ設置事業(防犯カメラ設置費の補助)、街路防犯灯等管理事業(街路防犯灯の設置費・管理費の補助)

④ 交通安全対策の推進	<p>■安全な交通環境を実現するため、道路照明灯などの交通安全施設と自転車等駐車場の整備を推進します。</p> <p>■運転者や歩行者のモラルやマナーの向上を図るため、啓発活動を推進します。</p> <p>■海上交通の安全性を確保するため、放置艇対策を推進します。</p>	ア 交通事故のない安心して暮らせる環境をつくるため、地域、警察、関係団体、行政などが連携した地域安全活動を推進します。	市民安全部	地域安全課	交通安全推進事業(交通安全関係団体との連携)、交通安全環境整備事業(スクールゾーン表示板の設置等、交通安全関係物品の支給等)
		イ 運転者、歩行者のモラルやマナーの向上を図るため、交通安全運動や年代別の交通安全教室などの啓発活動を、関係機関及び団体と連携して推進します。	市民安全部	地域安全課	交通安全教室事業(交通安全教室の開催)、交通安全啓発事業(新入学児童への黄色い帽子配布、交通安全運動の実施)
		ウ 放置自転車などをなくし、駅周辺を安心して歩ける環境にするため、自転車等駐車場を整備します。	土木みどり部	土木みどり総務課	自転車等駐車場整備事業の推進
		エ 道路管理者である国、県や交通管理者である警察との定期的な協議の場を設け、交通安全施設の整備に関する総合的な対策を検討します。	土木みどり部	交通計画課	関係機関との連絡調整会議の開催、あんしん歩行エリアにおける各種施策の推進、自転車走行環境整備の推進
		オ 交通安全の確保と良好な道路環境を創出するため、道路照明灯や道路反射鏡等の整備を推進します。	土木みどり部	道路維持課	セーフティロード事業
⑤ 消費者保護対策の推進	<p>■消費者の利益を守るため、情報提供・啓発活動を推進し、消費生活相談の更なる充実を図ります。</p>	ア 悪質商法などの被害から市民を守るため、消費生活情報の提供機能を強化するとともに、消費生活に関する講座の開催など啓発活動を推進します。	市民部	消費生活センター	消費者啓発活動の推進、消費者情報提供の推進、悪質商法被害防止に関する連絡体制の推進
		イ 高度化、複雑化した消費生活相談に対応するとともに、あつせんや適切な助言ができる体制を充実するため、専門知識を持った消費生活相談員を配置します。	市民部	消費生活センター	消費生活相談員の研修強化、特別相談会の開催
		ウ 取引・証明における適正な計量を確保し、消費者の利益を守るため、計量器の検査や計量思想の啓発を行いません。	市民部	消費生活センター	計量器定期検査の実施、適正計量指導普及の推進
⑥ 食品・環境衛生対策の推進	<p>■食の安全や衛生環境を確保するため、食品・環境衛生営業施設に対する、管理、監視、指導の徹底や、相談、啓発活動を推進します。</p>	ア 食の安全や衛生環境を確保するため、食品・環境営業に関する施設や動物取扱業施設に対する、監視、指導、啓発等を推進します。	健康福祉部	保健所生活衛生課	食品衛生事業、環境衛生事業、動物愛護管理事業
		イ 市民の健康や食の安全、快適な生活環境を保つため、精確で迅速な試験検査を行いません。	健康福祉部	健康安全科学センター	試験検査事業
(3) 快適な暮らしを支える生活基盤づくり	<p>□快適な暮らしを支える生活基盤として、上水道、下水道、道路・交通環境、公園、河川などの適切な整備、維持管理、運営を推進します。</p>	<p>□快適な暮らしを支える生活基盤として、上水道、下水道、廃棄物、道路・交通環境、公園、河川などの適切な整備、維持管理、運営を推進します。</p>			
① 上水道事業の効率的な運営	<p>■安全で安定した水道水を供給するため、効率的な水運用などを行うとともに、適切な維持管理や施設更新を行います。</p>	ア 安全でおいしい水道水の供給を図るため、水道管の改良や水質監視の強化を推進します。	上下水道局	給排水相談課、計画課、水道施設課、修理保全課、浄水課	鉛給水管の解消、水質管理の強化
		イ 持続可能な水道事業運営を図るため、アセットマネジメント手法を取り入れながら、施設の効率的な維持管理、改築更新及び再編成を推進します。	上下水道局	水道施設課	配水池の更新、水道管路の整備
② 下水道事業の効率的な運営	<p>■公共用水域の水質向上を図るため、適正な水処理を行うとともに、適切な維持管理や施設更新を行います。</p>	<p>ア 持続可能な下水道事業運営を図るため、アセットマネジメント手法を取り入れながら、施設の効率的な維持管理、改築更新及び再編成を推進します。</p>	上下水道局	計画課、下水道整備課	下水道管路の更新、下水道施設の更新

③ ごみの減量化・資源化、適正処理の推進	■循環型社会の形成を目指して、ごみの減量化・資源化、適正処理を図りつつ、新たなごみ処理施策の研究や適切なごみ処理・資源化施設の整備を推進します。	ア 循環型社会を実現するため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進により、ごみの減量化・資源化、適正処理を図ります。	環境部	環境総務課、環境施設課、リサイクルプラザ、南処理工場、環境第1事務所、環境第2事務所	ごみ処理に係る総務管理事業、循環型都市推進事業、減量化・資源化啓発事業、生ごみ減量化推進事業、集団資源回収推進事業、リサイクルプラザ再資源化事業、リサイクルプラザトライR事業、リサイクルプラザ管理事業、焼却灰溶融固化等処理事業、南処理工場管理事業、南処理工場運営事業、減容固化施設運営管理事業、地域団体等清掃支援事業、環境事業施設の維持管理及び整備
		イ 産業廃棄物の適正処理を図るため、処理実態の把握に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理について、排出事業者や処理事業者に対する指導を推進します。	環境部	環境管理課	産業廃棄物指導事業
		ウ 横須賀市と三浦市による、ごみの広域処理を行うため、横須賀市に可燃ごみ処理施設と不燃ごみ等選別施設を、三浦市に最終処分場を整備します。	環境部	広域処理施設建設準備室	廃棄物広域処理施設建設準備事業
		エ 環境負荷の軽減を図るため、下水の中に含まれる資源の活用など、資源循環に関する施策を検討します。	上下水道局	計画課	
④ 道路・交通環境の整備	■地域社会の活力向上、市民生活・社会活動の利便性向上のため、道路・交通環境の整備を行い交通の円滑化を図ります。	ア 市内交通の円滑化を図るため、各地域間、拠点間を結ぶ幹線道路の整備を進め、一部の幹線道路に集中している交通の分散化を図ります。	土木みどり部	道路建設課	市内環状線整備事業
		イ 地区の交通需要に対応するため、主要な幹線道路へスムーズに連絡する地区幹線道路の整備、改良を推進します。	土木みどり部	道路建設課	佐島の丘関連道路整備事業、長浦臨港線整備事業、若松日の出線整備事業、久里浜1丁目地区道路整備事業、佐原2丁目地区道路整備事業、新港通り線整備事業
		ウ 自動車交通の円滑化と安全性の向上を図るため、歩道や交差点等の交通安全施設の整備、改良や狭あい道路の拡幅を推進します。	土木みどり部	道路建設課、道路補修課	歩道整備事業、交差点改良事業、踏切改良事業、視距改良事業、電線共同溝整備事業、沿道環境に配慮した舗装のリニューアル、狭あい道路拡幅整備の助成
		エ 橋りょうの安全を確保するため、健全度調査に基づき修繕計画を策定し、計画的な維持管理を行います。	土木みどり部	道路補修課、道路維持課	橋りょう長寿命化修繕計画策定事業
		オ 地域社会の活力向上や、市民生活、社会活動の利便性向上のため、交通の円滑化を図ります。	土木みどり部	交通計画課	公共車両優先システム(PTPS)の拡充やバスロケーションシステムの導入検討、ノンステップバス導入補助事業
		ア 生活に憩いの場を創出するため、身近な公園を整備します。	土木みどり部	公園建設課	(仮称)小矢部1丁目第4公園整備事業、(仮称)久里浜1丁目公園整備事業、(仮称)佐原2丁目公園整備事業、街区公園整備事業
⑤ 公園の整備	■身近で親しみやすく、また安全・安心な憩いの場となる公園の整備を行います。	イ 新たな公園整備や既存公園のリニューアルを行う際には、多様な利用者ニーズに対応するとともに、安全性や利便性に配慮するなど、誰もが利用しやすい公園づくりを進めます。	土木みどり部	公園建設課	公園リニューアル事業、市民活動や憩いの場となる公園づくりの推進、水泳プール補修事業、特色のある公園づくりの推進、ヴェルニー公園駐車場整備事業
		ア 治水機能を守るとともに、市民のやすらぎ空間を創出するため、河川の維持管理を充実します。	土木みどり部	河川課	河川・水路の維持補修の充実、河川情報管理システムの整備(河川台帳のOA化)、ふれあい河川愛護事業、水辺環境の保全の推進
⑥ 河川の管理	■治水機能を守るとともに、市民のやすらぎ空間を創出するため、河川の維持管理を行います。				
⑦ 市営住宅の管理運営	■市営住宅の計画的な維持・管理と運営を行います。	ア 民間住宅を活用して、住宅困窮者に安定した賃貸住宅の供給を行います。	都市部	市営住宅課	借上型市営住宅供給事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業、特定優良賃貸住宅供給事業、住宅相談事業
		イ 市営住宅の維持管理と運営を計画的に行います。	都市部	市営住宅課	市営住宅等用地整理事業、市営住宅運営事業、市営住宅改修事業、市営住宅管理委託事業

⑧ 火葬場・墓地の管理運営	■火葬場と墓地の計画的な維持・管理と運営を行います。	ア 火葬場の管理運営を行うとともに、火葬業務の集約統合等を進めます。	健康福祉部	健康福祉総務課	火葬場運営管理事業
		イ 公園墓地の管理運営を行うとともに、憩いの場としての活用を図ります。	土木みどり部	公園建設課	公園墓地リニューアル事業、公園墓地整備計画、公園墓地の管理運営
(4) 地球環境問題への対応	□地球規模の環境問題に対して、地域での取組みを推進します。	□地球規模の環境問題に対して、地域での取組みを推進します。			
① 温暖化対策の推進	■温暖化対策を地域レベルで実現するため、市民、事業者、行政が連携した取組みを推進します。	ア 本市の事務・事業の執行に伴い排出される温室効果ガス削減のため、職員の環境配慮行動の実践及び環境負荷軽減の取組みを実施します。	環境部	環境総務課、自然・環境政策課	クリーンエネルギー車購入事業、エコオフィス推進事業
		イ 市域における地球温暖化対策を推進するため、市民、事業者、行政などが連携した取組みを推進します。	環境部	自然・環境政策課	ストップ地球温暖化市民協働推進事業
		ウ 市域から排出される温室効果ガスの削減を図るため、再生可能エネルギーの普及支援や、市民、事業者の省エネルギーへの取組みを促進します。	環境部	自然・環境政策課	新エネルギー利用促進事業
		エ 環境負荷の低減に係る設備を設置した建築物について、容積率を緩和する基準等の策定を検討します。	都市部	建築指導課	
		オ 上下水道事業から排出する温室効果ガスを削減するため、省エネルギー対策を推進します。	上下水道局	計画課、浄水課	自然エネルギーの活用、省エネルギー機器の導入
② 環境教育・環境学習の推進	■市民レベルの環境保全活動を普及するため、正しい理解と知識を得るための環境教育・環境学習の場や機会を充実します。	ア 環境に関する意識の啓発を図るため、市民、事業者、学校などが連携・協働して、環境教育、環境学習を推進します。	環境部	自然・環境政策課	環境教育・環境学習シンボル事業

# 第5章 まちづくりの推進姿勢

1 市民協働によるまちづくりの推進	素案段階の施策案	2次素案の施策案	参 考		
			部局名	課名	主な事業例
(1) 情報公開・個人情報保護の充実	□市民が必要とする情報を積極的に提供し、行政運営の透明性を高めるとともに個人情報を適切に管理します。	□市民が必要とする情報を積極的に提供し、行政運営の透明性を高めるとともに、個人情報を適切に管理します。			
① 情報公開・個人情報保護の充実	■行政運営の透明性や公正性を高め、開かれた市政を推進するため、各分野の情報を積極的に提供します。 ■個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報保護を充実します。	ア 行政運営の透明性や公正性を高め、開かれた市政を推進するため、各分野の情報を積極的に提供します。  イ 個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報保護を充実します。	総務部	行政管理課	市政情報提供事業
(2) 広報広聴活動の充実	□すべての市民に分かりやすい広報活動や多くの市民が意見を述べることのできる広聴活動を充実するとともに、様々な市民相談に対応します。	□すべての市民に分かりやすい広報活動や多くの市民が意見を述べることのできる広聴活動を充実するとともに、様々な市民相談に対応します。			
① 広報活動の充実	■すべての市民に必要な情報を伝えるため、適切な報道発表の推進など、分かりやすく身近な広報活動を充実します。	ア すべての市民に必要な情報を伝えるため、職員一人ひとりが意識を持って、分かりやすく身近な広報活動を推進します。  イ インターネット、テレビ、新聞、ミニコミ紙などの身近な媒体を活用し、戦略的な広報活動を行います。	政策推進部	広報課	広報事業、インターネット情報発信推進事業、コールセンター運営事業
② 広聴活動の充実	■市民や企業のニーズを的確に把握し市政に反映するため、意見聴取の機会や場の提供を充実します。	ア 市民ニーズを的確に把握し市政に反映するため、広聴活動を推進し、頂いた意見とそれに対する回答を市ホームページで広く公開します。  イ 市民の意見を、直接地域などに向いて伺うため、車座会議やまちづくり出前トークを積極的に開催します。  ウ 正確で客観的な市民意見を把握するため、アンケートなどの手法について、全庁的なルールづくりを行います。	市民部	市民生活課	広聴事業(市政相談、「市民の声」の受付)
③ 市民相談の充実	■多様化、複雑化する市民生活に対応するため、市民相談機能を充実するとともに、市民が相談しやすい体制づくりを推進します。	ア 市民の問題解決を援助するため、職員による市民生活相談や交通事故相談を実施します。  イ 多様化、複雑化する市民生活に対応するため、弁護士による法律相談など、専門性を要する特別相談を実施します。	市民部	市民生活課	相談事業(市民生活相談)
(3) 市民協働の推進	□市民公益活動を支える環境づくりや多様な主体によるまちづくりを推進します。	□市民公益活動を支える環境づくりや多様な主体によるまちづくりを推進します。			
① 市民公益活動の促進	■市民が自律し、自らの創意を生かしながら地域のまちづくり活動などを進めるため、市民公益活動を支える環境づくりを推進します。	ア 市民が自律し、自らの創意を生かしながら地域のまちづくり活動などを進めるため、市民公益活動を支える人づくり・場づくりを進めます。  イ 市民公益活動を促進するため、市民や企業が市民公益活動を支え合う仕組みづくりを進めます。	市民部	市民生活課	市民活動サポートセンターの運営
			市民部	市民生活課	市民公益活動団体支援基金による特定非営利活動法人補助事業

② 協働による取組みの推進	<p>■多様な主体が行政と対等な立場で地域課題などに対応するため、役割分担を明確にした上で、市民と行政あるいは市民相互の協働を進めます。</p> <p>■市民や企業の意見を計画の策定などに反映するため、合意形成の機会を充実します。</p>	<p><b>ア 市民、市民公益活動団体、企業など多様な主体が行政と対等な立場で、役割分担を明確にした上でまちづくりを進める、協働型社会を構築します。</b></p>	市民部	市民生活課	市民協働推進補助事業、企画提案型市民協働モデル事業、まちかど里親制度事業
		<p><b>イ 市民や企業等の意見を計画の策定などに反映させるため、合意形成の機会を充実します。</b></p>	市民部	市民生活課	まちづくり出前トーク事業
				主管課	審議会等への市民公募委員の参画、パブリック・コメント手続の実施

2 効率的な都市経営の推進	素案段階の施策案	2次素案の施策案	参 考		
			部局名	課名	主な事業例
(1) 機動的で効率的な体制づくり	□機動的な組織、執行体制づくりに取り組むとともに、情報システムを充実し効率的な行政運営を行います。	□機動的な組織、執行体制づくりに取り組むとともに、情報システムを充実し効率的な行政運営を行います。			
① 柔軟な組織・執行体制づくり	■社会情勢の変化などに対応するため、柔軟な組織・執行体制づくりを推進します。	ア 社会情勢の変化などによる新たな行政需要に対応するため、柔軟な組織・執行体制づくりを推進します。	総務部	行政管理課	行政管理事業
② 情報システムによる行政の効率化	■市民への行政サービスを向上させるため、情報システムを充実し、効率的な行政運営を行います。	ア 情報システムやネットワークなどの情報基盤の整備、安全な管理運用により、効率的な行政運営を行うとともに、市民サービスの向上を図ります。	総務部 都市部	情報システム課 都市計画課、公共建築課、開発指導課、建築指導課	行政情報基盤整備・運用事業、情報システム管理運営事業、統合GIS管理運営事業、電子行政手続等推進事業、情報化推進事業 都市計画基本図更新事業、都市計画情報システム事業、設計図面CAD化事業、開発指導支援システム事業、建築指導支援システム等事業、建築行政情報化推進事業
(2) 市政を支える意欲と能力のある人づくり	□豊かな意欲と能力を持った職員の育成を行います。	□豊かな意欲と能力を持った職員の育成を行います。			
① 市政を支える意欲と能力のある人づくり	■市民満足度を向上するため、個々の職員が政策課題に対する問題意識を持つと同時に、それをくみ上げるしくみづくりを行います。	ア 研修制度の充実により、個々の職員の課題認識力や政策形成能力などを高めます。 イ 職員の創意が活かされる職場環境を形成するため、職員の問題意識をくみ上げる仕組みづくりを行うとともに、評価制度を充実させていきます。 ウ 幅広く優秀な人材を登用することなどにより、専門性や様々な経験、年齢層などの多様性に富んだ組織づくりを行います。 エ 職員の意識改革を推進するため、国、県、他都市や民間企業等との人事交流を行います。	総務部 政策推進部 総務部 総務部 総務部	人事課 政策推進課 人事課 人事課 人事課	職員研修事業 職員政策提案の実施 待遇外部点検 幅広い人材登用の実施、知的障害者等職場内体験実習 国・県との人事交流の実施、民間企業等派遣研修

(3) 健全な行財政運営	□安定的な市政運営が可能な財政基盤を確立し、計画的、効率的な行政運営を行うとともに、計画の策定や進行管理、行政評価の充実を図ります。	□安定的な市政運営が可能な財政基盤を確立し、計画的、効果的な行政運営を行うとともに、計画の策定や進行管理、行政評価の充実を図ります。			
① 財政の健全化の推進	■限られた財源の中で市民ニーズに対応した行政サービスを提供するため、あらゆる事務事業を見直し、行政コストを削減します。また、歳入面においては、自主財源の強化に努めるとともに、受益者負担の適正化を図ります。	<p>ア 財政の健全化を推進するため、財政と行政改革の計画を策定し、着実に実行します。</p> <p>イ 定期的に事務事業等の点検を実施し、効率化を図ります。</p> <p>ウ 本市が保有する施設の今後のあり方を総合的に判断できる仕組みを構築するため、ファシリティマネジメントの手法を検討・推進します。</p> <p>エ 歳入を確保するため、既に所有している未利用地等や、公共施設の移転・統廃合等によって生じる新たな未利用地等について、積極的に活用または処分を進めます。</p> <p>オ 税や料金等の未納額の圧縮を図るため、滞納対策を推進します。</p> <p>カ 社会環境の変化に対応した外郭団体改革を進めます。</p>	<p>総務部</p> <p>財政部</p> <p>政策推進部</p> <p>財政部</p> <p>財政部</p> <p>都市部</p> <p>財政部</p> <p>都市部</p> <p>総務部</p>	<p>行政管理課</p> <p>財政課</p> <p>政策推進課</p> <p>資産経営課</p> <p>資産経営課</p> <p>市営住宅課</p> <p>納税課</p> <p>市営住宅課</p> <p>行政管理課</p>	<p>行政改革推進事業</p> <p>財政基本計画の推進</p> <p>政策評価事業(事務事業等の総点検)</p> <p>ファシリティマネジメント推進事業</p> <p>公有財産調整</p> <p>市営住宅除却事業</p> <p>巡回型回収指導の推進、債権管理会議の設置</p> <p>債権回収業務委託、訴訟関係事務</p> <p>行政改革推進事業</p>
② 計画的・効果的な行政運営	■市政をより計画的、効果的に行うため、総合計画を推進し、政策課題に対応した分野別計画を策定するとともに、進行管理や評価を適切に行い、事務事業のあり方を検証しつつ適正な執行を進めます。	<p>ア 総合計画をはじめ分野別計画を策定するとともに進行管理を行い、効率的な行政運営を進めます。</p> <p>イ 政策・施策の評価を行い、効果的な行政運営を進めます。</p> <p>ウ 時代の変化に対応し、まちの特色を生かした政策を企画立案するため、その基礎となる政策研究を行います。</p> <p>エ 公の施設の効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度の適切な運用を推進します。</p>	<p>政策推進部</p> <p>総務部</p> <p>政策推進部</p> <p>政策推進部</p> <p>総務部</p>	<p>政策推進課</p> <p>行政管理課</p> <p>政策推進課</p> <p>政策推進課</p> <p>行政管理課</p>	<p>基本計画の策定、実施計画の策定</p> <p>都市計画マスタープラン、環境基本計画などの分野別計画の策定、進行管理</p> <p>行政手続制度整備運用事業、文書管理事務</p> <p>政策評価事業(重点政策・施策評価)</p> <p>政策研究事業</p> <p>行政管理事業</p>

3 地方分権と広域連携の推進	素案段階の施策案	2次素案の施策案	参 考		
			部局名	課名	主な事業例
(1) 地方分権の推進	□地方分権に伴う権限、税財源の確保により、独自性のある政策を展開し、自治体としての魅力を高めます。	□地方分権に伴う権限、税財源の確保により、独自性のある政策を展開し、自治体としての魅力を高めます。			
① 地方分権の推進	■市民に身近なところでより多くの行政サービスを行うため、国、県からの権限、税財源の移譲を様々な場を通じて関係機関に要請します。	ア 市民に身近なところでより多くの行政サービスを行うため、国、県からの権限、税財源の移譲を要請します。	総務部	行政管理課	地方分権推進事業
		イ 地方分権の進展及び多様な市民ニーズに対応するため、条例制定、法律の解釈・運用等の政策法務事務の充実を図ります。	総務部	行政管理課	政策法務推進事業
② 住民自治の推進	■市民が主体となって、自分たちのまちのあり方を決めることができる制度の構築を推進します。	ア 市民が主体のまちづくりを推進するため、自治体運営における基本ルールとして自治基本条例を制定します。	政策推進部	政策推進課	自治基本条例制定事業
		イ 地域の個性や魅力を生かすため、地域住民自らがまちのあり方を決めることができる、地域主体のまちづくりを進めます。	市民部	市民生活課	(仮称)地域運営協議会設置等検討事業
(2) 広域連携の推進	□国、県、市町村との交流や連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。	□国、県、市町村との交流や連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。			
① 広域連携の推進	■区域を越えた広域の行政需要や単独では処理が困難な事務事業に対応するため、国、県、市町村との交流や連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。	ア 市域を越えた広域の行政需要や単独では処理が困難な事務事業に対応するため、国、県、市町村との連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。	環境部	広域処理施設建設準備室	廃棄物広域処理施設建設準備事業